

第2章 対策の基本項目

第1節 市行動計画における対策項目等

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、県及び市、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の8項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ④ まん延防止
- ⑤ ワクチン
- ⑥ 保健
- ⑦ 物資
- ⑧ 住民生活及び地域経済の安定の確保

なお、政府行動計画及び県行動計画における、サーベイランス、水際対策、医療、治療薬・治療法、検査の対策項目については、国又は県が主要な実施主体となることから、市行動計画においては、その記載を省略するが、国又は県から対策実施に係る協力を求められた場合や市における対応が必要になった場合は、市は可能な範囲で対応を行う。